

次期多摩市子ども・子育て支援事業計画の構成案

平成31年2月19日  
第4回多摩市子ども・子育て会議  
審議資料1-2

構成案については、専門委員会での意見等を踏まえて、平成31年度以降の計画作成の中で、適宜見直しを行っていく。

現事業計画	
	はじめに
	計画の概要
第1章	1-1 計画策定の趣旨 1-2 計画の位置づけ 1-3 計画策定の時期 1-4 計画期間 1-5 計画の策定方法
第2章	多摩市子育て・子育て・子どもプランにおける取組みの成果 2-1 基本方向ごとの取組み 2-2 保育サービス等の利用状況(目標事業量)
第3章	多摩市の子ども・子育てを取り巻く環境 3-1 統計データから見た社会環境の変化 3-2 ニーズ調査からみた子育ての状況 3-3 子ども・子育てを取り巻く社会動向 3-4 子ども・子育て支援の現状と課題
第4章	計画の基本的な考え方 4-1 めざす姿 4-2 基本理念
第5章	施策の展開 5-1 施策体系 5-2 基本方針 (1) 幼児期の教育・保育の充実 (2) 地域における子育ての支援 (3) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援 (4) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 (5) 子育てを支援する生活環境の整備 (6) 職業生活と家庭生活との両立(ワーク・ライフ・バランス)の推進 (7) 子どもの安全の確保 (8) 専門的な知識及び技術を要する支援の推進 (9) 経済的な支援の推進 5-3 基本方針における基本施策
第6章	計画の策定(基本事項) 6-1 教育・保育提供区域の設定 6-2 幼児期の学校教育・保育 6-3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 6-4 幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の数値目標 6-5 幼児期の教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策 6-6 産後休暇・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策 6-7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する東京都との連携
第7章	計画の策定(基本事項以外の事項) 7-1 子ども・若者支援の充実 7-2 子どもの貧困と生活困窮者対策の充実
第8章	放課後子ども総合プラン行動計画 8-1 計画策定の趣旨 8-2 計画の期間 8-3 施策の展開 8-4 総合的な放課後対策の推進
第9章	計画の推進のために 9-1 計画の周知 9-2 庁内組織の見直し 9-3 関係機関等との連携 9-4 子ども・子育て会議 9-5 計画の達成状況の点検・評価
	資料編 策定体制 関連法令



次期事業計画案		変更箇所
	はじめに	
	計画の概要	
第1章	1 計画策定の背景と趣旨 2 計画の位置づけ 3 計画期間 4 計画の対象(子ども・若者の定義) 5 計画の策定にあたって(市民参画)	○若者の定義付けをする必要があるため、計画の対象について追加する
第2章	多摩市子ども・子育て・わくわくプランに基づくこれまでの取組み 1 基本方針ごとの取組み 2 保育サービス等の利用状況(目標事業量の進捗状況)	○「基本方針ごとの取組み」において、今回作成した総括を記載する
第3章	多摩市の子ども・若者とその家庭を取り巻く状況 統計データやニーズ調査、社会動向を踏まえた分析と課題の抽出	
第4章	計画の目標 1 基本理念 ○○○なまち 多摩 2 基本方針 基本方針1 子どもの健やかな成長への支援 目標達成指標 基本方針2 子育て家庭への支援 目標達成指標 基本方針3 子育て・子育てを育む地域づくり 目標達成指標 基本方針4 子ども・若者に対する多角的な支援 目標達成指標 3 施策体系	○現事業計画での「めざす姿」を「基本理念」に名称変更する ○「基本方針」は、第3期基本計画の施策名と合致させる ○基本方針と各基本方針にぶら下がる施策を全体として施策体系とする ○計画達成状況の確認を行うため、基本方針ごとの指標(数値目標)の設定を行う
第5章	施策に基づく事業 基本方針1 子どもの健やかな成長への支援 施策……………(重点事項……………) 施策……………(重点事項……………) 基本方針2 子育て家庭への支援 施策……………(重点事項……………) 施策……………(重点事項……………) 基本方針3 子育て・子育てを育む地域づくり 施策……………(重点事項……………) 施策……………(重点事項……………) 基本方針4 子ども・若者に対する多角的な支援 施策……………(重点事項……………) 施策……………(重点事項……………)	○前回の基本方針を再整理し、施策として位置付けていく ○新・放課後子ども総合プラン行動計画及び子ども・若者計画、子どもの貧困対策の事業について、施策に落とし込んでいく ○各施策における重点事項を明確にする
第6章	子ども・子育て支援事業計画及び新・放課後子ども総合プラン行動計画の基本事項(量の見込みと確保方策)について 1 教育・保育提供区域の設定 2 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 4 幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の目標事業量 5 学童クラブ及び放課後子ども教室の量の見込みと確保方策	○現事業計画での基本事項と基本事項以外の区分けをなくし、子ども・子育て支援事業計画及び新・放課後子ども総合プラン行動計画として策定が義務付けされている事項について、本章で記載する ○本章での内容で、第5章にかかわる部分については、第5章でも記載する(大きな方向性等)
第7章	計画の推進のために 1 市の推進体制 2 関係機関との連携 3 市民参画 4 計画の進行管理	
	資料編 1 関連法令 2 策定体制 3 策定経過 4 用語解説	